

8. 犯罪被害者等に対する家事支援・育児支援制度

番号	地方公共団体名	制度の根拠	開始時期	支援の具体的な内容	平成20年度利用実績 件数
1	秋田県にかほ市	にかほ市犯罪被害者等基本条例	平成19年4月	犯罪等により日常生活が困難となった市内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、訪問介護員の派遣その他の福祉サービス提供等必要な支援を行うものとする。	
2	秋田県三種町	三種町犯罪被害者等基本条例	平成18年7月	犯罪等により家事、育児等の日常生活が困難となった町内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。	
3	秋田県大湯村	大湯村犯罪被害者等基本条例	平成18年3月	犯罪等により家事、育児等の日常生活が困難となった村内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。	
4	秋田県美郷町	美郷町犯罪被害者等基本条例	平成18年4月	犯罪等により日常生活が困難となった町内に住所を有する犯罪被害者等に対し、情報の提供、(訪問介護員の派遣その他の)福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。	
5	秋田県東成瀬村	東成瀬村犯罪被害者等支援基本条例	平成18年3月	村は、犯罪等により家事、育児等の日常生活が困難となった村内に住所を有する犯罪被害者等に対し、訪問介護員の派遣等の必要な支援を行うものとする。	
6	東京都杉並区	杉並区犯罪被害者等支援条例(杉並区犯罪被害者等に日常生活支援実施要綱)	平成18年4月	ヘルパーの派遣。支援内容(家事支援:調理、洗濯、掃除、買い物、通院等の介助。育児支援:食事の世話、衣類の洗濯、住居の掃除、育児、保育園等の送迎)派遣期間(家事支援:1日3時間以内、育児支援:1日2時間以上8時間以内)	
7	京都府久御山町	久御山町犯罪被害者等支援条例(久御山町犯罪被害者等日常生活支援に関する実施要綱)	平成21年5月	犯罪行為により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者等に対し介護、家事、保育等の日常生活の支援を行うホームヘルパーの派遣等	
8	大阪府摂津市	摂津市犯罪被害者等支援条例(犯罪被害者等日常生活支援に関する実施要綱)	平成20年7月	介護、家事、保育等をホームヘルパーの派遣で対応	